

令和6年9月吉日

一般社団法人日本建設業連合会 土木本部 御中  
一般社団法人日本建設業連合会 建築本部 御中  
一般社団法人全国建設業協会 御中  
一般社団法人セメント協会 御中  
一般社団法人日本建設機械施工協会 御中  
コンクリート用化学混和剤協会 御中

JIS A 5308 改正原案作成委員会  
委員長 二羽淳一郎

JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に関連する  
特許権等に関する調査への協力をお願い

拝啓 貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、首題の件、添付資料『特許権等を含む JIS の制定等に関する手続きについて』に基づき、貴会所属の会員様が所有又は管理されている特許権の内、JIS A 5308 の適用範囲(荷卸し地点まで配達されるレディーミクストコンクリート)に抵触する可能性がある“特許権”、“出願公開後の特許出願”、“実用新案権”を調査させていただきたく、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

令和6年10月31日(木)までに、別紙「回答書」により回答いただけますよう、会員様へご周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

現在、当委員会では、日本産業標準調査会に付議し、産業標準化法第12条に基づく利害関係人がJISの制定を申し出る場合としてJIS改正の準備をしております。

本年3月21日に改正が行われたJIS A 5308の一部に、関連する特許権等が含まれることが判明しており、その場合は、次頁【参考】枠内●の下線箇所のとおり、関連すると認められた特許全てについて声明書(別添1様式)を当該特許権等の権利者と必要な調整を行った上で確保し、当該JIS原案に添えて経済産業大臣に申出する必要があるがございます。つきましては、声明書の提出に関する調整に際しての連絡先についても、併せて調査させていただきたく、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。なお、特許権等の権利者からの回答内容によっては、当委員会において当該箇所の変更又は削除等の検討を行うことがあり得ることを申し添えます。

敬具

添付資料 回答書

特許権等を含む JIS の制定等に関する手続きについて 声明書(別添1様式)含む

<本件に関する問合せ先>

JIS A 5308 改正原案作成委員会 事務局(全国生コンクリート工業組合連合会 技術部)  
担当 西本、伊藤  
TEL:03-3553-7232 E-mail:[gijutsubu@zennama.or.jp](mailto:gijutsubu@zennama.or.jp)

<回答書 提出先>

JIS A 5308 改正原案作成委員会 事務局(全国生コンクリート工業組合連合会 技術部)  
FAX:03-3553-9590 E-mail:[gijutsubu@zennama.or.jp](mailto:gijutsubu@zennama.or.jp)

## 【参考】

『特許権等を含む JIS の制定等に関する手続きについて』 該当箇所抜粋

### 第 1 JIS 制定\*までの手続き

#### 1. 日本産業標準調査会に付議する場合

#### ② 産業標準化法第12条に基づき利害関係人が JIS の制定\*を申し出た場合

JIS を制定\*すべき旨申し出る者(以下「申出者」という。)は、次を実施する。

#### ●特許権等の調査及び声明書の提出

申出者は、JIS 原案に関連する技術を対象とする特許権等に関する調査を行う。

また、当該調査の結果、当該 JIS 原案に関連する特許権等の対象となる技術が含まれると認めるときは、それら全てについて別添1様式の声明書を当該特許権等の権利者と必要な調整を行った上で確保し、当該 JIS 原案に添えて主務大臣に申出する。

ただし、調査の範囲は、当該 JIS 原案の作成に関与する者が認識する特許権等を超える必要はない。

※ JIS の改正において準用する場合は、“制定”とあるものは“改正”と読み替える